



2021年1月14日

各 位

会 社 名 株式会社ハイパー
代表者名 取締役社長 玉田 宏一
(コード番号：3054 東証第一部)
問合せ先 取締役 田邊 浩明
(電話：03-6855-8180)

指名報酬委員会の設置に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会及び監査役会で、取締役会及び監査役会の任意の諮問機関として、指名報酬委員会を設置することを決議致しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 指名報酬委員会設置の目的

当社及び当社グループの役員等の指名、報酬、教育を含む育成等に掛かる手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実に資するため、取締役会及び監査役会の諮問機関として、「指名報酬委員会」を設置することと致しました。

2. 指名報酬委員会の役割

指名報酬委員会は、取締役会及び監査役会の諮問に応じて、以下の事項について審議し、取締役会及び監査役会に対して答申・助言を行います。

- ・当社及び当社グループの役員等の指名及び任免に関する事項
- ・当社及び当社グループ役員に対する報酬に関する基本方針
- ・当社及び当社グループ役員に対する報酬限度額に関する事項(株主総会決議事項)
- ・当社及び当社グループ役員に対する個別の報酬に関する事項
- ・当社及び当社グループの役員等の教育と育成(後継者の育成を含む)に関する事項
- ・その他経営上の重要事項で取締役会又は監査役会が必要と認める事項

3. 指名報酬委員会の構成

指名報酬委員会は2名の独立社外役員及び取締役会の決議によって選定された取締役2名で構成され、委員長は指名報酬委員会の決議によって独立社外役員から選任します。

4. 設置日

2021年2月1日

以 上